を「〇・九六八」に、「五十八万九千九百円」を「五十八万三千九百円」に改め、同条第三項から第六項までの規定中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「附則第二十五条第一項」を「附則第二十五条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十五条第一項」に、「〇・九七八」を「〇・九六八」に改め、同条第七項中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「附則第二十五条第一項」を「附則第二十五条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十五条第一項」に、「政令で定める率は、〇・九七八」を「当該年度の国民年金法第二十七条に規定する改定率の改定の基準となる率に〇・九九〇を乗じて得た率として政令で定める率は〇・九九〇とし、これらの規定に規定する〇・九七八に当該政令で定める率を乗じて得た率を基準として政令で定める率は〇・九六八」に改める。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第二条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条の三第三項中「附則第七条第一項の規定」を「附則第七条第一項及び第七条の二第一項の規定」に、「同項」を「これらの規定」に改める。

附　則

この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令及び地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十五年九月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百八十三号

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令及び地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号）附則第四条の二の規定により読み替えられた同法附則第四条第二項、同法附則第五条の二の規定により読み替えられた同法附則第五条第二項並びに同法附則第七条第一項第二号及び附則第二十四条並びに地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第十三条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第一条　地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出し中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に改め、同条第一項中「平成二十四年四月以後」を「平成二十五年十月以後」に、「附則第四条第一項」を「附則第四条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第四条第一項」に改め、同項の表第三号中「七十八万六千五百円」を「七十七万八千五百円」に改め、同表第四号中「〇・九七八」を「〇・九六八」に、「〇・九八七」を「〇・九七七」に、「〇・九九〇」を「〇・九八〇」に、「〇・九九三」を「〇・九八三」に、「〇・九九七」を「〇・九八七を乗じて得た金額とし、平成二十三年一月以後の組合員期間があるとき（平成二十二年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九九〇」に、「五十八万九千九百円」を「五十八万三千九百円」に改め、同条第二項中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「附則第四条第一項」を「附則第四条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第四条第一項」に改め、同項の表中「〇・九七八」を「〇・九六八」に、「〇・九八七」を「〇・九七七」に、「〇・九九〇」を「〇・九八〇」に、「〇・九九三」を「〇・九八三」に、「〇・九九七」を「〇・九八七を乗じて得た額とし、平成二十三年一月以後の組合員期間があるとき（平成二十二年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその額に〇・九九〇」に改め、同条第三項及び第四項中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「附則第四条第一項」を「附則第四条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第四条第一項」に改め、「（平成二十二年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）」を削り、「〇・九七八」を「〇・九六八」に、「〇・九八七」を「〇・九七七」に、「〇・九九〇」を「〇・九八〇」に、「〇・九九三」を「〇・九八三」を「〇・九九七」を「〇・九八七を乗じて得た金額とし、平成二十三年一月以後の組合員期間があるとき（平成二十二年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九九〇」に改め、同条第五項中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「附則第四条第一項」を「附則第四条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第四条第一項」に、「政令で定める率は、〇・九七八」を「当該年度の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第二十七条に規定する改定率の改定の基準となる率に〇・九九〇を乗じて得た率として政令で定める率は〇・九九〇とし、これらの規定に規定する〇・九七八に当該政令で定める率を乗じて得た率を基準として政令で定める率は〇・九六八」に改める。

附則第三条の見出し中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に改め、同条第一項中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「附則第五条第一項」を「附則第五条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第五条第一項」に改め、同項の表第一号中「百六万七百円」を「百四万九千九百円」に、「〇・九七八」を「〇・九六八」に、「百二十九万七千七百円」を「百二十八万四千四百円」に、「七十八万六千五百円」を「七十七万八千五百円」に、「五百十六万五千七百円」を「五百十一万二千九百円」に、「三百三十六万九千八百円」を「三百三十三万五千三百円」に、「二百三十三万七千三百円」を「二百三十一万三千四百円」に、「二十万三千五百円」を「二十万千四百円」に、「一万四千五百円」を「一万四千三百円」に、「六万五千四百円」を「六万四千八百円」に、「十三万八千百円」を「十三万六千七百円」に、「七万五千四百円」を「七万四千六百円」に、「二十二万六千三百円」を「二十二万四千円」に、「百八十三万二千百円」を「百八十一万三千四百円」に、「百七十万八千円」を「百六十九万五百円」に、「一万六千百十五円」を「一万五千九百五十円」に改め、同表第二号中「〇・九七八」を「〇・九六八」に、「百分の二十二・五」を「百分の二十一・三」に、「百分の十九・八」を「百分の十八・六」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「附則第五条第一項」に、「〇・九七八」を「〇・九六八」に改め、同条第六項中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「附則第五条第一項」を「附則第五条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第五条第一項」に、「政令で定める率は、〇・九七八」を「当該年度の国民年金法第二十七条に規定する改定率の改定の基準となる率に〇・九九〇を乗じて得た率として政令で定める率は〇・九九〇とし、これらの規定に規定する〇・九七八に当該政令で定める率を乗じて得た率を基準として政令で定める率は〇・九六八」に改める。

附則第四条第一項中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「附則第五条第一項」を「附則第五条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第五条第一項」に、「〇・九七八」を「〇・九六八」に改め、同条第二項中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「附則第五条第一項」を「附則第五条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第五条第一項」に、「百分の十九・三」を「百分の十八・一」に改める。

附則第七条第二項中「以降の各年度」を削り、「当該年度の前年度」を「平成二十四年度」に、「、平成二十三年の物価指数（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下この項において同じ。）に対する当該年度の初日の属する年の前年の物価指数の比率（一を上回る場合にあっては、一）」を「〇・九九〇」に改める。